

# 4 税金

## 税金について

### ●品川区の税の窓口

区の財政を支えているのは区民の皆さんが納めている税金です。区では、この税金をもとに広範囲にわたる住民サービスを実施し、快適な生活が送れるよう努力しています。

税金についてのご相談に応じています。

◆表4-1

## 特別区民税・都民税

### ●特別区民税・都民税(個人分)の申告

特別区民税と都民税を合わせて、一般に住民税と呼んでいます。

#### [住民税が課税される方]

- 1月1日現在、区内に住所がある方の前年1月1日～12月31日の所得に対して課税されます。退職などにより、本年の収入が減っても、住民税は前年の収入により計算されます。
- 区内に住所がなくても、区内に事業所・事務所・家屋敷がある方には、均等割として5,000円が課税されます。

#### [申告をしなければならない方]

- 前年中に所得がある方。  
ただし、次の方を除きます。
  - 給与収入のみで毎月給与から住民税を納めている方
  - 税務署に確定申告をした方
  - 生活扶助を受けている方

障害基礎年金や遺族年金、雇用保険の失業保険給付金は住民税の取得の対象になりません。

- 前年中に所得がなくても、国民健康保険、国民年金、児童手当などで税の証明を必要とする方。

#### [申告の期間]

2月中旬～3月15日

申告をするときは、次のものをご用意

意ください。

- ①給与や公的年金等の源泉徴収票
- ②社会保険料や生命保険料、地震保険料の領収書または控除証明書
- ③本人確認資料  
※平成29年度(平成28年分)の申告からは、申告書にマイナンバーの記入が必要となりました。

税務課課税担当 ☎5742-6663～6

### ●特別区民税・都民税(個人分)の納付

自分で納付する方と年金支給額から差し引いて納入する方へは、6月に納税通知書が郵送されます。会社が給与から引いて納入する方へは、会社を通じて5月に税額通知書をお渡しします。どちらの通知書にも所得・控除・税額等が記載されています。

#### [納期限]

6月・8月・10月・翌年1月の計4回、各月末までに納めてください。ただし会社などへお勤めの方で毎月給料から差し引かれている場合は、会社などから翌月10日までに納入されます。また、年金から差し引かれている場合は、日本年金機構などから年金支給月(偶数月)の翌月10日までに納入されます。なお、会社などを途中で退職した場合は自分で納めることになります。

#### [納付場所]

◆表4-1

税務課収納管理係 ☎5742-6669

### ◆表4-1 納税の窓口

主な税金	問い合わせ	納付場所
特別区民税・都民税(個人分) 軽自動車税(種別割)	●税金の課税内容については区役所税務課課税担当 ●税の納め方については区役所税務課納税相談担当	金融機関 郵便局 区役所税務課 各地域センター コンビニエンスストア等
固定資産税・都市計画税 不動産取得税 自動車税(種別割) 自動車税(環境性能割)	事業税(法人・個人) 事業所税 都民税・市町村民税(法人分)	品川都税事務所 (区役所本庁舎 2階) ☎3774-6666(代)
申告所得税及び復興特別所得税 相続税 贈与税 源泉所得税及び復興特別所得税 消費税及び地方消費税 法人税		金融機関 郵便局 品川税務署 (品川税務署管内に限る) 荏原税務署 (荏原税務署管内に限る) コンビニエンスストア
	品川税務署 ☎3443-4171 港区高輪3-13-22 荏原税務署 ☎3783-5371 中延1-1-5	

※コンビニでの納付は、金額30万円以下で、納付書に記載されている場所に限りです。  
※モバイルレジでの納付もできます。(特別区民税・都民税(個人分)、軽自動車税(種別割))

## 軽自動車税(種別割)

### ●軽自動車税(種別割)の申告と届出

軽自動車税(種別割)は、4月1日に原動機付自転車(バイク)・軽自動車等を持っている方に、毎年課税される税金です。4月2日以降に車両を人に譲ったり、廃棄をしても、その年の軽自動車税(種別割)は課税されます。

#### [バイク、軽自動車についての届出]

購入などによる登録、廃棄や譲渡、盗難による廃車、または転居によるナンバー変更の場合には届出が必要です。車種により届出をするところが違いますので、該当する窓口にお問い合わせください。

◆表4-2

→P.37

### ●軽自動車税(種別割)の納付

[納期限] 5月末日

[納付場所]

◆表4-1

[税の減免]

障害のある方等が所有する車の軽自動車税(種別割)について、減免を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### ●仮ナンバー(臨時運行許可)の申請

車検切れの車両の検査を受けるため、運輸支局へ回送する場合などに、仮ナンバー(臨時運行許可)の申請を受付けています。詳しくはお問い合わせください。

税務課軽自動車税担当 ☎5742-6667

◆表4-2 軽自動車税（種別割）の申告と届出

車種	申告、届出先
125cc以下の原付バイク、 小型特殊自動車	区役所税務課 ☎5742-6667 ※登録・廃車の届出は平日のみ
126cc以上のオートバイ	関東運輸局東京運輸支局 品川区東大井1-12-17(案内) ☎050-5540-2030
軽三輪 軽四輪（乗用・貨物）	軽自動車検査協会 ☎050-3816-3100 港区港南3-3-7

◆表4-3 納税および申告の時期

	区税	都税	国税
5月	軽自動車税（種別割）納期 4/1現在の所有者に課税	自動車税（種別割）納期	—
6月	特別区民税・都民税（個人分） 第1期納期	固定資産税・都市計画税 第1期納期	—
7月	—	—	所得税予定納税 第1期納期
8月	特別区民税・都民税（個人分） 第2期納期	個人事業税 第1期納期	—
9月	—	固定資産税・都市計画税 第2期納期	—
10月	特別区民税・都民税（個人分） 第3期納期	—	—
11月	—	個人事業税 第2期納期	所得税予定納税 第2期納期
12月	—	固定資産税・都市計画税 第3期納期	—
1月	特別区民税・都民税（個人分） 第4期納期	固定資産税の償却資産・ 住宅用地等の申告	—
2月	—	固定資産税・都市計画税 第4期納期	贈与税の申告納付 2/1～3/15
3月	特別区民税・都民税（個人分） 申告3/15まで	個人事業税の申告 3/15まで 事業所税（個人）の申告 3/15まで	所得税の確定申告、申告 納付 2/16～3/15 消費税（個人事業主）の 申告納付 3/31まで
毎月	特別区民税・都民税（個人分） 特別徴収 6月分納期～5月分納期	—	所得税の源泉徴収
その他	軽自動車税（種別割）の申告 随時	事業年度終了の日の翌日から2カ月以内の申告納付 法人事業税 都民税・市町村民税（法人分） 事業所税（法人） 不動産取得税…納税通知書に 記載してある日 自動車税（環境性能割） …登録時	消費税（法人）の申告納付 法人税の申告納付 相続税については税務署 にお問い合わせください。

※申告納付とは、自分で納める税額を計算し、申告して納めることをいいます。

◆表4-4 税金の証明書

証明書の種類	発行窓口	備考
特別区民税・都民税の 納税証明書、課税証明 書、非課税証明書	●コンビニエンスストア	[必要なもの] マイナンバーカード →P.26
	●区役所税務課 ☎5742-6662 ●各地域センター →P.90～93	[必要なもの] 本人の場合は本人確認書 類（運転免許証等の顔写 真付官公署発行のものは 1点、健康保険証、年金手 帳その他のものは2点） 代理人の場合は、委任状 と代理人の本人確認書類
軽自動車税（種別割） 納税証明書	●区役所税務課 ☎5742-6667	[手数料] 1件200円 ただし、車検 用の軽自動車 税（種別割） 納税証明書 は無料です
都税の納税（課税）証明 書、固定資産評価証明、 固定資産物件証明、固定 資産関係証明、その他	●品川都税事務所 （区役所本庁舎2階） →P.9 ☎3774-6666(代)	—
納税証明書（その1・納 税額用）、（その2・所得 金額用）、（その3・未納 税額がないこと用）、 （その4・滞納処分を受 けたことがないこと用）	●品川税務署 ☎3443-4171 港区高輪3-13-22	[管轄地域町名] 北品川 東品川 南品川 西品川 広町 上大崎 大崎 東五反田 西五反田 大井 東大井 南大井 西大井 勝島 八潮 東八潮
	●荏原税務署 ☎3783-5371 中延1-1-5	[管轄地域町名] 小山台 小山 荏原 平塚 旗の台 中延 東中延 西中延 戸越 豊町 二葉

## 納 税

### ●納税の窓口

◆表4-1

→P.36

### ●納税の時期

◆表4-3

### ●税金の支払いについて

- 特別区民税・都民税（普通徴収）
- 軽自動車税（種別割）

#### [口座振替]

特別区民税・都民税（普通徴収）は、預金口座から自動的に振替納付することができます。納め忘れがなく、安心です。区のホームページからもお申込みできます。

#### [パソコン・スマートフォン等]

ページ、スマートフォン決済アプリ、クレジットカードなども利用できます。詳しくはお問い合わせください。

#### [延滞金]

納期限を過ぎた税金には、「延滞金」が加算されます。

税務課収納管理係 ☎5742-6669

#### [税金の支払いにお困りの方は]

生活状態の急激な変化などで現在、税金を納めることがむずかしい方は、納付方法などについて納期限前にご相談ください。

税務課納税相談担当 ☎5742-6671～3

## 税金の証明書

税金の証明書を発行します。

◆表4-4

### 火曜延長窓口の開設

昼間忙しい方が、住民税の納付や納付相談などができるように、火曜延長窓口を開設しています。

#### 〈開設日時〉

毎週火曜日17：00～19：00（祝日、年末・年始を除く）

#### 〈取扱事務〉

- ・特別区民税・都民税および軽自動車税（種別割）の納付・納付相談
- ・特別区民税・都民税の納税・課税・非課税証明書の発行
- ・住民税の申告
- ・125cc以下のバイク、小型特殊自動車の申告と届出